

令和5年度富士吉田市地域おこし協力隊募集要項

山梨県富士吉田市では、令和6年4月1日から活動していただける地域おこし協力隊員を募集します。地域おこし協力隊員の活動のサポートを円滑に運営するため、支援業務を市が委託する法人（以下、「支援機関」という。）が実施します。

第1 募集期間

令和5年12月1日から28日まで

第2 募集する協力隊員の活動内容及び募集人員

移住定住施策に関する活動…1名

第3 応募資格

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項※に該当しない者
- ・三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する者であり、令和6年4月1日から富士吉田市に住民票を異動することができる者
- ・心身が健康で、かつ、協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- ・道路交通法（昭和35年法律第105条）第84条第3項の普通自動車免許を有する者であり、車両の運転に支障がないこと（オートマチック車限定可）
- ・令和6年4月1日現在において、20歳以上40歳未満であること

※ 地方公務員法第16条（欠格条項）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・富士吉田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第4 選考の内容

- ・書類選考…地域おこし協力隊員として取組みたい活動について記載していただきます。別紙富士吉田市地域おこし協力隊申込書を御参照ください。
- ・面接…提出していただきました富士吉田市地域おこし協力隊申込書を元に個別面接を実施します。

第5 待遇

1 所属

富士吉田市にて地域おこし協力隊員として委嘱し、支援機関の所属となります。(個人事業主として活動)

2 報酬

月額 233,300 円。ただし、隊員の活動日数が月 20 日に満たない場合は、1 日当たり 11,660 円に活動日数を乗じた額となります。支援機関から、毎月所得税を差し引きした額が報酬として支給されます。

3 活動費

年額 2,000,000 円。

地域おこし協力隊に着任した初年度は、支援機関と相談をしながら自身の活動テーマに沿って活動費を使用していく形となります。

(活動にかかる経費などで利用可能します。交通費や住宅補助などにも使用可)

4 活動形態

1 日 7 時間 30 分の活動時間で月 20 日 (週 5 日間) を原則として、自身の活動テーマに沿って業務に従事していただきます。

5 活動場所

山梨県富士吉田市内

地域おこし協力隊としての窓口やデスクについては、支援機関内に設置されます。

6 活動期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで (最長 3 年間まで再任でき、協力隊としての活動が可能)

第6 応募方法

下記の URL 若しくは二次元バーコードを読み取り、応募フォームに必要事項を入力して電子申請してください。

申込み URL

<https://fujiyoshida.form.kintoneapp.com/public/chikiokoshikyoryokutaibosyu>

二次元バーコード



※電子申請ができない場合につきましては、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

※応募書類については、いかなる理由があっても返還しません。

第7 問い合わせ先

〒403-8601

山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

富士吉田市役所 ふるさと創生室 ふるさと魅力推進課

TEL : 0555-22-1111 (232、294)

Email : miryoku@city.fujiyoshida.lg.jp

第8 応募から委嘱までのおおよそのスケジュール

令和5年	12月28日まで	応募フォームにて応募可能
令和6年	1月中	応募フォームの受理と面接の実施
令和6年	2月中	合否の連絡
令和6年	3月31日まで	移住へ向けたサポート
令和6年	4月1日から	協力隊としての活動開始